

(2) 土木学会細則

昭和38年	8月	1日	全面改正	昭和60年	5月22日	一部変更	”	
”	39年	4月	1日	一部改正	”	61年	3月31日	”
”	40年	4月	1日	”	平成	4年	1月30日	”
”	40年	8月	2日	”	”	6年	1月27日	”
”	40年	12月	18日	”	”	6年	5月20日	”
”	46年	1月	21日	”	”	7年	5月24日	”
”	47年	1月	19日	”	”	9年	5月16日	”
”	47年	5月	18日	”	”	11年	5月14日	”
”	48年	7月	23日	一部変更	”	12年	4月21日	”
”	49年	5月	13日	”	”	13年	1月19日	”
”	51年	8月	11日	”	”	14年	5月10日	”
”	55年	8月	22日	”	”	16年	1月23日	”
”	56年	5月	19日	”	”	16年	6月18日	”
”	57年	3月	30日	”	”	17年	3月24日	”
”	58年	1月	20日	”	”	18年	1月20日	”
”	58年	5月	18日	”				

この学会の運営に関しては、土木学会定款（以下、「定款」という）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

第1章 支部

（支部の設置，名称および所在地）

第1条 定款第4条に定める目的を各地区で行うため支部を置く。支部の名称および所在地は、つぎのとおりとする。

1. 北海道支部 北海道 札幌市
2. 東北支部 宮城県 仙台市
3. 関東支部 東京都 新宿区
4. 中部支部 愛知県 名古屋市
5. 関西支部 大阪府 大阪市
6. 中国支部 広島県 広島市
7. 四国支部 香川県 高松市
8. 西部支部 福岡県 福岡市
9. 海外支部 東京都 新宿区

（地区の範囲）

第2条 支部の地区の範囲は、次のとおりとする。

(1) 北海道支部

北海道

(2) 東北支部

青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県

(3) 関東支部

茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，新潟県，山梨県

(4) 中部支部

富山県，石川県，長野県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県

(5) 関西支部

福井県，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県

(6) 中国支部

鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県（下関市を除く）

(7) 四国支部

徳島県，香川県，愛媛県，高知県

(8) 西部支部

福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県および山口県下関市

(9) 海外支部

日本国以外の国および地域

（支部長）

第3条 各支部に支部長を置く。

2. 支部長は当該支部の推薦をもって，会長が委嘱する。
3. 支部長は，支部を代表し，支部会務を総括するとともに，支部における活動を会長に報告する。
4. 支部長は，理事会に出席して意見を述べることができる。

（支部規定）

第4条 支部長は，支部の組織、運営等に関する事項について，支部規定を定め会長に提出するものとする。

（海外支部）

第5条 海外支部の中に理事会の承認を得て，海外分会を置くことができる。

（職場班）

第6条 会務運営を円滑かつ効率よく行うため，支部に職場班を置くことができる。

第2章 会員

（入会手続）

第7条 会員になるには所定の入会申込書に会費に添えて事務局に提出するものとする。ただし，正会員である個人として入会する場合は，会費に加えて入会金 1,000 円を支払うものとする。

（会員資格の取得）

第8条 会員は，その資格を入会通知書の発行日から取得する。

（フェロー会員）

第8条 定款第6条第2項に定めるフェローの称号を贈られた正会員を「フェロー会員」と称し，本細則および本学会諸規程等において「フェロー会員」という。

（会員の特典）

第10条 会員はつぎの特典を有する。

- (1) 研究成果を会誌その他刊行物または研究発表会において発表すること。
- (2) 研究発表会，講演会，講習会，見学視察等の行事に参加すること。
- (3) 会誌の配布を受けるほか優先して学会刊行の図書を購入すること。
- (4) 学会保管の土木関係図書，その他資料を無料閲覧すること。
- (5) 協定学協会が本会に供与する便宜を受けること。
- (6) 土木学会継続教育制度にもとづく教育を受けること。
- (7) 土木学会技術者資格制度にもとづく技術者資格の認定を受けること。

2. 会費滞納半年以上におよぶときは前項の特典を停止されることがある。

（会員の所属）

第11条 会員は、つぎの地区別によって当該支部に所属する。

- (1) 在職者は、勤務箇所所在地の地区の支部
- (2) 非在職者は、現住所所在地の地区の支部
- (3) 学生会員は、学校所在地の地区の支部
- (4) 正会員である法人および特別会員は、当該事務所所在地の地区の支部
- (5) 海外居住者は、海外支部

(正会員である法人の権利の行使)

第12条 正会員である法人の権利の行使は、当該法人の正会員代表者とする。

(正会員である法人の業種)

第13条 定款第6条に定める正会員である法人の業種はつぎのとおりとする。

1. 建設業
2. 建設コンサルタント等
3. 土木建設資機材の提供を主たる業務とする法人
4. 電気事業および鉄道事業その他土木に関連し、土木施設の建設に重要な役割を果たす法人
5. その他理事会が認める法人

(学生会員から正会員に資格変更)

第14条 学生会員は、卒業あるいは修了と同時に正会員となる。

第3章 会費

(納付)

第15条 会費は、前納とする。ただし、特別の事情があるときは、6ヶ月分ずつ、年2回に分納することができる。

2. 年度途中で資格を変更した会員は、その翌月から月割りにより新資格に相当する会費を納付しなければならない。
3. 年度途中で入会する者は、当該年度の会費については、その翌月分から月割りにより納付することができる。

(会費等)

第16条 会費は、つぎのとおりとする。

種別	年額
フェロー会員	18,000 円
個人正会員	12,000 円
学生会員	6,000 円
法人正会員および特別会員	
特級A	1,000,000 円
特級B	850,000 円
1級A	500,000 円
1級B	300,000 円
1級C	150,000 円
1級D	80,000 円
2級 (学校および図書館)	学会誌, 論文集購読料 見合とする。

2. 学会は、総会の議決を経て前項以外の臨時会費を徴収することができる。

3. 賛助会費

支部は、当会の目的事業に賛同する個人または団体から賛助会費を受けることができる。

4. 海外在住の正会員については、つぎのとおりとする。

(1) 学会誌の送付を希望する者は、第1項に定める会費のほか、必要経費を、その都度請求するところにより納入しなければならない。

(2) 学会誌の送付を希望せず、学会の発行する英文出版物の無料配布のみを希望する者に対しては、申し出によって、会費を学生会員会費に相当する額とすることができる。

(会費の免除)

第17条 名誉会員の称号を贈られた者は、会費を免除する。

2. 正会員である個人としての期間が継続して50年をこえ、本人から申告のあった者は、爾後、会費を免除することができる。

第4章 役員

(役員と定数)

第18条 定款第11条に定める理事および監事を役員といい、その定数はつぎのとおりとする。

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 会長である理事 | 1名 |
| (2) 副会長である理事 | 5名 |
| (3) 次期の会長候補者である理事 | 1名 |
| (4) 専務理事 | 1名 |
| (5) 前各号以外の理事 | 17名以上22名以内 |
| (6) 監事 | 2名以内 |

(会長の任期)

第19条 会長としての任期は、理事任期2年のうち、2年目の1年とする。

2. 会長の再任は原則として認めない。

(次期会長)

第20条 第18条に定める次期の会長候補者である理事を「次期会長」と称し、理事任期2年のうち、1年目の1年をその任期とする。

2. 次期会長は、会長の命を受けて学会の運営に関わる重要事項についての企画立案に参画し関係事務を統括管理する。

(副会長の任期)

第21条 副会長としての任期は、理事任期を原則とする。

(専務理事の任期)

第22条 専務理事の任期は、理事として再任されることを前提として、2期4年を原則とし、さらに延長することを妨げない。

(役員の改選)

第23条 役員は、原則として、毎年、約半数を改選する。

(補欠の選任)

第24条 定款第12条第3項に定める補欠の選任はつぎのいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 理事および監事の在任者が、それぞれ25名および1名を下回ったとき。
- (2) 理事会が、補欠の選任が必要であると決議したとき。

2. 補欠を選任する総会の招集は、定款第20条第2項または第3項(1)による。

第5章 会務

(部門の設置および理事の担当)

第25条 この学会の会務を執行するために、企画、コミュニケーション、国際、教育企画、社会支援（以上5部門を企画戦略グループと呼ぶ）、調査研究、出版、情報資料（以上3部門を学術研究グループと呼ぶ）、総務、財務・経理、会員・支部（以上3部門を組織運営グループと呼ぶ）の各部門および土木学会技術推進機構を置き、会長以外の理事の中から主査理事ならびに担当理事を定める。

2. 学会の企画運営および第1項に定める各部門および技術推進機構の連絡調整のために、理事で構成する企画運営連絡会議を置く。
3. 土木学会技術推進機構の企画運営のために技術推進機構運営会議を置く。
4. 前各項に規定する担当理事は、理事会で定める。

(専務理事)

第26条 専務理事は、定款第13条第3項に定める職務を行うために、前条第1項、第2項、第3項に規定する各部門、企画運営連絡会議および技術推進機構運営会議を担当するほか、各部門の連絡調整にあたる。

(企画部門)

第27条 企画部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 土木学会の中長期計画に関すること
- (2) 土木学会の新規活動に関すること
- (3) 各種助成金交付に関する審査、交付などに関すること
- (4) 会長および理事会からの諮問事項等の検討
- (5) その他、企画運営に関すること
- (6) 企画運営連絡会議に関すること
- (7) 関係委員会に関すること

(コミュニケーション部門)

第28条 コミュニケーション部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 社会・学会・会員相互のコミュニケーションに関すること
- (2) 土木学会誌の編集出版に関すること
- (3) 土木の日に関すること
- (4) 関係委員会に関すること

(国際部門)

第29条 国際部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 土木学会の国際戦略に関すること
- (2) 海外の学協会との協力協定に関すること
- (3) 国際的な情報発信に関すること
- (4) 海外支部に関すること
- (5) 関係委員会に関すること

(教育企画部門)

第30条 教育企画部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 土木工学教育の調査・研究に関すること
- (2) 生涯教育に関すること
- (3) 関係委員会に関すること

(社会支援部門)

第31条 社会支援部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 災害緊急対応に関すること
- (2) 防災活動における他機関との連携に関すること
- (3) 司法支援に関すること
- (4) 関係委員会に関すること

(調査研究部門)

第32条 調査研究部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 学術および技術の調査・研究に関すること
- (2) 学術および技術の普及に関すること
- (3) 外部資金による調査・研究に関すること
- (4) 関係委員会に関すること

(出版部門)

第33条 出版部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 土木学会論文集，その他刊行物の編集出版に関すること
- (2) 出版物の頒布および販売に関すること
- (3) 著作権に関すること
- (4) 関係委員会に関すること

(情報資料部門)

第34条 情報資料部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 土木図書館の運営に関すること
- (2) 土木技術に関する文献，資料等の調査，収集，保存，公開に関すること
- (3) 関係委員会に関すること

(総務部門)

第35条 総務部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 官公署，公共企業体および団体との連絡に関すること
- (2) 定款，規則，制度，内規その他法規に関すること
- (3) 総会および理事会に関すること
- (4) 名誉会員の推挙に関すること
- (5) 土木学会賞（総称）その他表彰に関すること
- (6) 全国大会に関すること
- (7) 部門間の連携・調整に関すること
- (8) 記念事業に関すること
- (9) 関係委員会に関すること
- (10) その他他部門に属さないこと

(財務・経理部門)

第36条 財務・経理部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 予算，決算に関すること
- (2) 基本財産，運用財産の管理に関すること
- (3) 関係委員会に関すること

(会員・支部部門)

第37条 会員・支部部門の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 会員の入退会等の管理に関する事
- (2) 支部の運営および事業に関する事 (海外支部を除く)
- (3) 本部および支部相互間の連絡・調整に関する事 (海外支部を除く)
- (4) 関係委員会に関する事

(土木学会技術推進機構)

第38条 土木学会技術推進機構の担当事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 国際規格に関する事業
- (2) 土木学会技術者資格に関する事業
- (3) 技術者教育に関する事業
- (4) 技術評価に関する事業
- (5) 国際会議に関する事業
- (6) 外部資金による研究事業
- (7) 技術者登録に関する事業
- (8) その他、理事会で承認された事業
- (9) 関係委員会に関する事

(委員会)

第39条 会務を執行するため必要あるときは、各部門および技術推進機構に委員会を設けることができる。

2. 委員会に関する規程は、理事会が定める。

(事務局)

第40条 会務を執行するため事務局を設け、職員および必要に応じ嘱託を置く。

2. 事務局に、事務局長を置く。
3. 事務局の職制および職務に関する事は理事会で定める。
4. 専務理事は、事務局を統括する。

第6章 表彰

(土木学会賞)

第41条 土木工学または土木事業に関して、著しい貢献をしたものに対し、土木学会賞(総称)を授与する。

(表彰)

第42条 前条に規定する土木学会賞に該当するもの以外で、土木学会の目的遂行に関して特に貢献したものを表彰することができる。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第43条 この学会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産。
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入。

- ア 入会金
- イ 会費
- ウ 寄附金品

- エ 事業に伴う収入
- オ 財産から生ずる収入
- カ その他の収入

(資産の管理)

第44条 この学会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決により会計規程で定める。

(経費の支弁)

第45条 この学会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第46条 事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、事業計画書および収支予算書を作成し、理事会の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。

2. 事業計画書および収支予算書は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に招集される通常総会において承認を得なければならない。
3. 前項の規定する通常総会の日までの収支予算については、会長の承認を得て、必要最小限度額の予算執行をすることができる。
4. 事業計画書および収支予算等を変更する場合は、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。
5. 総会で承認を得た事業計画書および収支予算書は、文部科学大臣に報告しなければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2. 前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。
3. 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第48条 事業報告および決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に事業報告書、収支計決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録等を作成し、監事および公認会計士の監査を受け、理事会の議決を経て、通常総会において承認を得なければならない。

2. 通常総会で承認を得た事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録等は、文部科学大臣に報告しなければならない。

(長期借入金)

第49条 資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会および総会の議決を経て、文部科学大臣の承認を得なければならない。

第8章 補則

(細則施行)

第50条 この細則施行に必要な規定は、運営規程で定める。

(細則の変更)

第51条 この細則の変更は、理事会において行う。

付則

1. 削除
2. この規則施行前の会員の既得権は尊重する。
3. この規則は、昭和40年8月2日から施行する。

付則（昭和48年5月16日 評議員会議決）

この変更規則は、この規則の改正に係る土木学会定款の一部改正について文部大臣の認可があった日（昭和48年7月23日）から施行する。

付則（昭和49年5月13日 評議員会議決）

この変更規則は、昭和50年4月1日から施行する。

付則（昭和51年5月19日 評議員会議決）

この変更規則は、この規則の変更に係る土木学会定款の一部改正について文部大臣の認可のあった日（昭和51年8月11日）から施行する。ただし、第15条の変更規程については、昭和52年4月1日から施行する。

付則（昭和55年1月22日 評議員会議決）

この変更規則は、昭和55年1月22日から施行し、昭和55年度に係るものから適用する。

付則（昭和56年5月19日 評議員会議決）

この変更規則は、昭和56年5月19日から施行する。ただし、第15条の特別会員会費については、昭和57年4月1日から施行する。

付則（昭和57年3月30日 評議員会議決）

1. この変更規則は、昭和57年3月30日から施行する。
2. この変更規則施行の際に変更前の第16条第2項の規程により会費を免除された者については、爾後も会費を免除する。
3. 准員としての期間は継続して正会員となった者に限り、第16条第2項の正会員の期間に通算することができる。

付則（昭和58年1月20日 評議員会議決）

この変更規則は、昭和58年4月1日から施行する。

付則（昭和58年5月18日 評議員会議決）

この変更規則は、この規則の変更に係る土木学会定款の一部変更について文部大臣の許可のあった日（昭和58年7月8日）から施行する。

付則（昭和60年5月22日 評議員会議決）

この変更規則は、昭和60年5月22日から施行する。

付則（昭和61年3月31日 評議員会議決）

この変更規則は、昭和61年3月31日から施行する。

付則（平成4年1月30日 評議員会議決）

この変更規則は、平成4年4月1日から施行する。

付則（平成6年1月27日 評議員会議決）

この変更規則は、平成6年4月1日から施行する。

付則（平成6年5月20日 評議員会議決）

この変更規則は、この規則の変更に係る土木学会定款の一部変更について文部大臣の許可のあった日（平成7年3月31日）から施行する。

付則（平成7年5月24日 評議員会議決）

この変更規則は、平成7年6月1日から施行する。

附則（平成9年5月16日 評議員会議決）

この変更規則は、平成9年6月1日から施行する。

付則（平成11年5月14日 評議員会議決）

この細則は、この細則の変更に係る土木学会定款の一部変更について文部大臣の許可のあった日（平成11年11月1日）から施行する。

付則（平成12年4月21日 理事会議決）

この変更規則は、平成12年4月21日から施行する。

付則主務大臣名の変更（平成13年1月6日）

文部科学省設置法、文部科学省組織令および文部科学省組織規則等の施行による。

付則（平成13年1月19日 理事会議決）

この変更規則は、平成13年1月19日から施行する。

付則（平成14年5月10日 理事会議決）

この変更規則は、平成14年5月10日から施行する。

付則（平成16年6月18日 理事会議決）

この変更規則は、平成16年6月18日から施行する。

付則（平成17年3月24日 理事会議決）

この変更規則は、平成17年3月24日から施行する。

付則（平成18年1月20日 理事会議決）

この変更規則は、平成18年1月20日から施行する。